

2014年3月4日
SBIホールディングス株式会社

ファクタ出版株式会社らに対する訴訟の判決確定に関するお知らせ

当社らがファクタ出版株式会社および同社代表取締役阿部重夫氏（以下、「ファクタ社ら」）を被告として提起しておりました、2件の名誉毀損による損害賠償請求等訴訟につきまして、いずれも判決が確定いたしましたのでお知らせいたします。

2012年3月7日付で提起した第一次訴訟については、2014年1月29日に東京地方裁判所により、当社らの主張を全面的に認める勝訴判決が言い渡されました。

また、2012年8月30日付で提起した第二次訴訟については、2013年7月17日の東京地方裁判所による当社らの勝訴判決に対してファクタ社らが控訴を行っておりましたが、2014年2月13日に東京高等裁判所により、ファクタ社らの控訴を棄却し、当社らの主張を全面的に認める勝訴判決が言い渡されました。

第一次訴訟については2014年2月17日に、また第二次訴訟についても昨日、それぞれ控訴および上告の期限が終了し、ファクタ社らより控訴等の手続きがなされなかったことから、いずれも当社ら勝訴の判決が確定いたしました。

なお、両訴訟の判決にてファクタ社らは計1,100万円（内訳 第一次訴訟：500万円、第二次訴訟：600万円）の損害賠償を命じられましたことを、あわせてお知らせいたします。

両訴訟における判決の内容は下記をご参照ください。

（第一次訴訟）

ファクタ出版株式会社等に対する訴訟の判決に関するお知らせ（2014年1月30日付）

http://www.sbigroup.co.jp/news/2014/0130_7782.html

（第二次訴訟）

ファクタ出版株式会社等に対する訴訟の控訴審判決に関するお知らせ（2014年2月14日付）

http://www.sbigroup.co.jp/news/2014/0214_7850.html

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：

SBIホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126